

首相めぐり自衛権的集団的

全面容認必要性に言及

「国際法上行使可能」

安倍晋三首相は1日の衆院予算委員会で、憲法改正し集団的自衛権行使を全面的に認める必要性に言及した。「日本国民の命を守り抜いていくために必要な国際法上持っている権利は行使できるとの考え方の下に、自民党草案を示している」と述べた。安倍政権は2014年7月の閣議決定で憲法解釈を変更し、歴代内閣が禁じてきた集団的自衛権行使を一部容認。15年9月に安全保障関連法を成立させた。将来的に、憲法改正を伴う全面的な容認を目指すべきだとその姿勢を示した形だ。

民主党の緒方林太郎氏が「自衛隊は集団的、個別的を容め全ての自衛権を行使でき」と質問したのに答えた。首相発言をめぐり、自民党内では「よく精査し、趣旨を考えた」（佐藤勉国対委員長）などと、戸惑いの声も広がった。

野党側は「首相の正体が見えた」（維新の党の今井雅人幹事長）と批判を強めた。

首相は、自民党草案で9条2項に自衛権を明示し「国防軍」の保持を打ち出している点についても「草案と党総裁である私が違ふことはあり得ない」と言明。自民党草案に關しては「私たちはこういう憲法を作りたいと思うから出している。自民党の議論に沿う方向で行けば一番それがい」と説明した。

ただ、改憲の国会発議は衆参両院とも3分の2以上の賛成が必要なることを踏まえ「政治は現実だから、3分の2を形成していく中でさまざまな意見や修正を取り入れながら努力していく」とも語った。

自民党草案は憲法9条に關し、1項の「戦争放棄」を残す一方、2項で「自衛権の発動を妨げるものではない」と明記。憲法上は、集団的自衛権を含め行使を制約しない立場を打ち出した。